

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月14日

京都府知事 様



提出者

住 所 京都府宇治市宇治里尻36-26

氏 名 宇治武田病院

院 長 金 郁喆

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0774-25-2500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宇治武田病院
事業場の所在地	京都府宇治市宇治里尻36-26
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	一般病院
②事業の規模	177床
③従業員数	474人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	各部署にて感染性廃棄物排出→清掃委託業者が回収・運搬→1階屋外廃棄物保管庫→廃棄物収集運搬委託業者が収集・運搬→中間処理委託業者による中間処理→最終処分場

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 理事長(武田 隆久) ↓ 院長(金 郁喆) ↓ 診療委員会 ↓ 感染制御チームICT及び感染対策委員会 ↓ 特別管理産業廃棄物管理責任者 ↓ 購買施設管理部 ↓ 各部署所属長			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	――
	排 出 量	80.80 t	― t
	(これまでに実施した取組) 感染制御チームICTによる週1回の院内ラウンド、廃棄物処理・清掃管理委員による4ヶ月に1回の院内ラウンドにおいて正しい分別廃棄を徹底するよう指導を行った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	―
	排 出 量	75.0 t	― t
	(今後実施する予定の取組) 従来どおりICTの院内ラウンドを週1回実施すぬのに加え、感染対策委員会の委員による院内ラウンドを4ヶ月に1回の実施を予定しております。今年度においても感染性廃棄物についての高い意識と知識を持つと同時に、分別についても更なる徹底を行うことにより排出量の削減に繋がります。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ICTの院内ラウンドを週1回、廃棄物処理・清掃管理委員による院内ラウンドを4ヶ月に1回実施することで、分別の徹底、教育を実施しています。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ICTによる院内ラウンドを週1回、感染対策委員会の委員による院内ラウンドを4ヶ月に1回実施することを継続して行い、分別の意識付けを徹底、再教育を行います。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 — 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	75.0 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き監視強化を継続し行います。また電子マニフェスト導入による収集運搬と処理に関する情報をよりリアルタイムに取得し、適切な廃棄物処理が成されるよう監視体制の強化に努めます。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	80.80 t	
	(今後実施する予定の取組) 2019年4月より導入している電子マニフェストにより特別管理産業廃棄物全量を電子マニフェストにて処理する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。